

契約番号	
利用者名	様
契 約 日	
事業所名	特別養護老人ホーム 葺きの里

介護老人福祉施設利用契約書

【多 床 室】

社 会 福 祉 法 人 積 善 会

介護老人福祉施設利用契約書

.....（以下「利用者」という。）と社会福祉法人積善会（以下、「事業者」という。）は、契約者が、事業者の設置経営する指定介護老人福祉施設（以下、「ホーム」といいます。）に入所して、その居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護老人福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下、「施設サービス計画」という。）は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、要介護認定有効期間中に1回、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条（介護保険の基準サービス）

事業者は、介護保険の基準サービスとして、ホームにおいて、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条（介護保険の基準外サービス）

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 利用者が選定する特別な食事の提供
 - 二 利用者に対する理美容サービス
 - 三 別に定めるところに従って行う利用者からの預かり金等の管理
 - 四 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、行政手続代行、買い物サービス、通院サービス等のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合分）に居住費、食費を加えた額を事業者を支払うものとします。

但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第4条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとします。

- 5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、請求いたします。翌月10日以降に入所者名義の普通預金より口座振替にて支払うものとします。
- 6 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第6条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く。）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財物の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第8条（守秘義務等）

- 1 事業者およびサービス従事者は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義

務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第 17 条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第 9 条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、居室及び共用施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 10 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 8 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 11 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に

これを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- 二 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 12 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 13 条（契約の終了事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約または解除された場合

第 14 条（利用者からの中途解約等）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、第 6 条第 3 項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 利用者が、第 1 項の通知を行わずに居室から退所した場合には、事業者が利用者の解

約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

4 第5条第6項の規定は、本条に準用されます。

第15条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第16条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による、第5条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、催告にもかかわらず催促の日から15日以内に支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- 五 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第17条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、利用者がホームを退所する場合には、利用者の希望により、事業者が

利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第 18 条（利用者の入院に係る取り扱い）

- 1 利用者が病院又は診療所に入院した場合、3 か月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。
- 2 利用者が病院又は診療所に入院した場合、利用者は重要事項説明書に定める利用料金（所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分））を事業者を支払うものとします。但し利用約者は、入院期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護に活用することに同意する場合には、所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

第 19 条（居室の明け渡し—精算—）

- 1 利用者は、第 13 条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 9 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 利用者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
- 3 利用者は、第 17 条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第 1 項の場合に、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 5 条第 6 項を準用します。

第 20 条（残置物の引取等）

- 1 利用者は、本契約が終了した後、利用者の残置物（高価品を除く。）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下、「残置物引取人」という。）を定めることができます。

- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、利用者又は残置物引取人にその旨連絡するものとします。
- 3 利用者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。
但し、契約者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項但書の場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡すものとします。
但し、その引き渡しに係る費用は利用者又は残置物引取人の負担とします。
- 5 事業者は、利用者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

第21条（一時外泊）

- 1 利用者は、事業者の同意を得た上で、別に定める期間を限度として、外泊することができるものとします。この場合、利用者は外泊開始日の3日前までに事業者に届け出るものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第22条（相談、要望、苦情処理）

事業者は、利用者からの相談、要望、苦情等に対応する窓口を設置し、提供したサービスに関する利用者等からの相談、要望、苦情に対して、適切に対応するものとします。

第23条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

《契約者》

利 用 者 住 所

氏 名 印

代 理 人 住 所

氏 名 印

利用者との関係 :

《事業者》

所 在 地 上尾市大字瓦葺 2 1 4 3 番地 2

事業者名 社会福祉法人 積 善 会

特別養護老人ホーム 葺きの里

代表者名 理事長 黒 須 勇 印

介護老人福祉施設重要事項説明書

<令和8年10月1日現在>

当施設は介護保険の指定を受けています。
(埼玉県指定 第1171600230号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 積善会
- (2) 法人所在地 埼玉県上尾市瓦葺2143番地2
- (3) 電話番号 048-720-2288
- (4) 代表者氏名 理事長 黒須 勇
- (5) 設立年月 平成10年9月30日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定
埼玉県第1171600230号
- (2) 施設の目的 身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な要介護者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的としています。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 葺きの里
- (4) 所在地 埼玉県上尾市大字瓦葺2143番地2
- (5) 電話番号 048-720-2288
- (6) 施設長(管理者)氏名 黒須 康弘
- (7) 当施設の方針
 - ① 介護保険法令、老人福祉法及び関係法令の基づき、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなる

よう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会の関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるように努めます。

- ② 施設サービス計画に基づき、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行います。
- ③ 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 開設年月 平成 11 年 11 月 16 日

(9) 入居定員 60 人

3. 居室の概要

(1) 居宅等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類		室数	備考
居室	4人部屋	14室	多床室
	2人部屋	2室	多床室
合計		16室	
静養室		1室	
医務室		1室	
食堂		1室	
機能訓練室		1室	
浴室		2室	一般浴槽・特殊浴槽

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必要な義務づけられている施設設備です。

★ 居室の変更について

入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、入居者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。また、緊急やむを得ず居室を変更する場合もございますのでご了承ください。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費（多床室）

介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご利用者に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

① 〔主な職員の配置状況〕

職 種	計			業 務 内 容
		常 勤	非 常 勤	
管 理 者	1 名	1 名		サービス管理全般
生 活 相 談 員	1 名	1 名		日常生活上の相談等
介 護 職 員	24 名	15 名	9 名	日常生活上の介護等
看 護 職 員	5 名	2 名	3 名	健康管理・医療業務・介護等
機能訓練指導員	1 名		1 名	機能回復訓練
介護支援専門員	1 名	1 名		施設サービス計画の作成
医師（嘱託）	1 名		1 名	健康管理・医療上の指導
管 理 栄 養 士	1 名	1 名		栄養管理等
事 務 職 員	2 名	2 名		一般事務・料金請求等
そ の 他 職 員	7 名		7 名	宿直・介護補助等

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

②[主な職種の勤務体制]

職 種	勤 務 体 制
医 師	毎週木曜日 14:00～15:30 1名以上
生活相談員	日 勤 8:30～17:30 1名
介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早々番 6:30～15:30 1名 早 番 7:30～16:30 1～3名 日 勤 8:30～17:30 1～3名 遅 番 10:30～19:30 3～4名 夜 勤 17:00～10:30 2～3名
看 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 番 7:30～16:30 1名以上 遅 番 10:00～19:00 1名以上
機能訓練指導員	週1日 10:00～15:00 1名

5. 当施設が提供するサービス内容

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き介護保険から給付されます。

【 サービスの概要 】

① 居室の提供（多床室）

② 食 事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝 食 8 : 0 0 ~ 9 : 0 0

昼 食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

夕 食 1 7 : 4 5 ~ 1 8 : 4 5

以上の他、湯茶のサービスがあります。

③ 入 浴

- ・入浴又は清拭を週に最低2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ※入浴日は、原則火曜日と金曜日となっています。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

6. 料 金

(1) 利用料金【1日あたり】(契約書第5条参照)

①サービス利用料

当事業所は、地域区分6級地・地区別単価10,27円を適用します

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基 本 料 金		6,049 円	6,767 円	7,517 円	8,236 円	8,945 円
加 算	看 護 体 制	123 円	123 円	123 円	123 円	123 円
	日常生活継続支援	369 円	369 円	369 円	369 円	369 円
	夜間職員配置	164 円	164 円	164 円	164 円	164 円
合 計		6,705 円	7,423 円	8,173 円	8,892 円	9,601 円
自己負担額	1 割	673 円	745 円	820 円	892 円	963 円
	2 割	1,476 円	1,487 円	1,637 円	1,781 円	1,922 円
	3 割	2,014 円	2,230 円	2,455 円	2,670 円	2,883 円

その他加算

※ 以下の料金は、

1割負担額の後（ ）内に2割・【 】内に3割負担額を表記した。

- 初期加算・・・入所後（30日を超える病院等への入院後に再入所した場合を含む）30日間に限り、加算されます。 31円（ 62円）【 93円】
- 配置医師緊急時対応加算・・・入所者の病状の急変時に配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間または深夜に施設に来て、診察を行った場合に加算されます。
 早朝・夜間の場合・・・ 668円（1,335円）【2,003円】
 深夜の場合・・・・・・ 1,336円（2,671円）【4,006円】
- 看取り介護加算・・・・・・医師が終末期にあると判断した入所者に、看取り介護を行った場合に死亡前30日を限度として、死亡月に料金が加算されます。
 死亡日・・・・・・ 1,828円（3,656円）【5,484円】
 死亡日の前日及び前々日・・・ 1,212円（2,424円）【3,636円】
 死亡日以前4日以上30日以内 662円（1,323円）【1,984円】
 死亡日以前31日以上45日以内 74円（ 148円）【 222円】

- **生活機能向上連携加算**・・・自立支援・重度化を防止のために機能訓練をした場合に加算されます。 206円 (411円) 【 617円】/月
- **褥瘡マネジメント加算**・・・褥瘡発生を予防するため定期的な評価と管理をした場合に(Ⅰ)、その結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について褥瘡発生がない場合には(Ⅱ)が加算されます。

加算(Ⅰ)	3円 (6円) 【 9円】/月
加算(Ⅱ)	14円 (27円) 【 40円】/月
- **療養食加算**・・・特定の疾患をもつ方を対象に、医師の発行する食事箋に基づいた食事の提供を行った際に加算されます。 7円 (13円) 【 19円】
- **安全対策体制加算**・・・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所時1回に限り加算されます。 21円 (41円) 【 62円】
- **科学的介護推進体制加算**・・・入所者・利用者ごとの心身、疾病の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。その情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。

加算(Ⅰ)	41円 (82円) 【 123円】
加算(Ⅱ)	62円 (124円) 【 185円】
- **介護職員処遇改善加算**・・・基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に加算されます。 17.6%

② 居室に係る費用(多床室)

居 住 費・・・・・・・・ 1日あたり 995円

③ 食事に係る費用

食 費・・・・・・・・ 1日あたり 2,010円

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

負担額軽減については、生活相談員にお尋ねください。

☆ ご利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。(契約書第18条、第21条参照)

外 泊 加 算・・・・・・・・ 1日あたり 253円 (506円) 【758円】

居 住 費・・・・・・・・ 1日あたり 995円

(注) 入院・外泊中の居住費は、負担限度額認定を受けている場合、外泊加算算定中は認定証に記載されている負担限度額となりますが、それ以降は全額自己負担となります。

- ★ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 上記(1)以外のサービス(契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

① 特別な食事・・・・・・・・・・ 実 費

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

※おやつを希望される方については、1日150円いただきます。

② 理髪サービス・・・・・・・・・・ 2,500円

2か月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用いただけます。

③ 預かり金管理手数料・・・・・・・・ 1日あたり 100円

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金及び小口現金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書等
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
 - ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成します。
- サービス利用に際しては、別途「委任状」(日常費用受入・支払代行に関する)をいただきます。

④ 行事参加費・・・・・・・・・・ 実 費

当施設では、毎月種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。(行事の種類により料金は異なります。)

⑤ 教養娯楽費・・・・・・・・・・ 実 費

レクリエーション活動(園芸・カラオケ・スポーツ・塗り絵・頭脳レク等)

⑥ 複写物の交付・・・・・・・・・・ 1ページ 20円

複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑦ 日用品費・・・・・・・・・・ 1日あたり 220円

ご利用者の日常生活及び教養娯楽等に要する費用をご負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧ その他のサービス

介護保険の適用を受けられないサービス等日常生活上の便宜にかかる費用(電気使用料、通院サービス、交通費等)を負担いただきます。

- ・電気使用料(機器の種類により)・・・ 1日あたり10～100円
- ・通院サービス(協力病院以外)・・・ 実 費
- ・その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 実 費

⑨ 契約書第19条に定める所定の料金

ご利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実的に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料 金	9,995 円	10,766 円	11,579 円	12,354 円	13,118 円

ご入所者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合は9,995円です。

※ 居室費・食費・日用品費・おやつ代・預り金管理手数料・処遇改善加算を含む

※ 別途 生活機能向上連携加算 2,054円/月を加算いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。翌月10日に入所時に施設が口座開設指定した武蔵野銀行東大宮支店の入所者名義の普通預金より口座振替にて支払っていただきます。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	彩の国東大宮メディカルセンター
所 在 地	さいたま市北区土呂町1522番地
診 療 科	外科 婦人科・ペインクリニック・脳神経外科 耳鼻咽喉科 眼科 皮膚科・整形外科・内科 泌尿器科・歯科口腔外科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	ひのき歯科
所在地	さいたま市北区日進町2丁目1108番地

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。（契約書第13条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

（1）ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに当施設へお申し出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 1 か月以上遅延し、催告にもかかわらず催告の日より 15 日以内に支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

◆ 利用者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 か月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1 日あたり 1, 216 円（1, 496 円）【1,776 円】

※外泊加算・居室費・預り金管理手数料・処遇改善加算を含む（） 2 割 【】 3 割負担

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、契約を解除する場合があります。3 か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に優先的に入所できるように努めます（再入所を約束するものではありません。）退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、入院の期間内は、所定の居室費をご負担いただきます。（1 日あたり 955 円）

③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります

(2) 円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

☆ ご利用者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助に係る費用をご負担いただきます。

- | | | |
|-----|-----------|-----------------------------------|
| (1) | 退所前訪問相談援助 | 4 7 3 円 (9 4 5 円) 【1, 4 1 8 円】 |
| (2) | 退所後訪問相談援助 | 4 7 3 円 (9 4 5 円) 【1, 4 1 8 円】 |
| (3) | 退所時相談援助 | 4 1 1 円 (8 2 2 円) 【1, 2 3 3 円】 |
| (4) | 退所前連携 | 5 1 4 円 (1, 0 2 7 円) 【1, 5 4 1 円】 |

※ 上記(1)から(4)は介護職員処遇改善加算の計算に単位数を加えます。

8. 残置物の引き取り（契約書第 20 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人にお願いすることになります。

入所契約が終了した後、当施設に残され利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合は、当施設は、「身元引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご利用者又は身元引受人にご負担いただきます。

9. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行う

とともに、必要な措置を講じます。重大事故、特異な事故発生時は、県福祉事務所への報告を速やかに行います。

また、万が一賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応します。

10. 相談、要望、苦情等の受付について（契約書第22条参照）

（1） 当施設におけるサービス相談窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は以下の専用窓口で受け付けます。

・受付窓口（担当者）

〔相談員〕 芳賀 美知子

〔電話番号〕 048-720-2288

〔受付時間〕 8:30～17:30（毎週月曜日～日曜日）

・苦情解決責任者 廣瀬 芳美

（2） 第三者委員

黒須 美恵子 048-721-0259

原口 又三郎 048-685-8832

（3） 行政機関その他の受付機関

① 埼玉県国民健康保険団体連合会

住 所 さいたま市中央区大字下落合1704番地

電 話 048-824-2568

受付時間 8:30～17:00

（毎週月曜日～金曜日）

② 上尾市健康福祉部高齢介護課

住 所 上尾市本町3丁目1番1号

電 話 048-775-6473（ダイヤルイン）

受付時間 8:30～17:00

（毎週月曜日～金曜日）

③ 埼玉県社会福祉協議会（埼玉県運営適正化委員会）

住 所 さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号

電 話 048-822-1243

受付時間 9:00～16:00

（毎週月曜日～土曜日）

11. 第三者評価実施について

私どもの事業所では、第三者機関による評価は受けておりません。

1 2. 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急 連 絡 先	①	氏 名			
		住 所			
		電話番号	(自 宅)	—	—
			(携帯電話)	—	—
			(勤 務 先)	—	—
			《勤務先名》		
	関 係				
	②	氏 名			
		住 所			
		電話番号	(自 宅)	—	—
			(携帯電話)	—	—
			(勤 務 先)	—	—
			《勤務先名》		
	関 係				
	③	氏 名			
		住 所			
		電話番号	(自 宅)	—	—
			(携帯電話)	—	—
(勤 務 先)			—	—	
《勤務先名》					
関 係					

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、利用者に対して契約書及び本書面に
基づいて重要事項の説明を行いました。

《事業者》

所在地 上尾市大字瓦葺 2 1 4 3 番地 2

法人名 社会福祉法人 積 善 会

名 称 特別養護老人ホーム 葺きの里

説明者 氏 名 印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉
施設サービスの提供開始に同意しました。

《利用者》

利用者 住 所

氏 名 印

代理人 住 所

氏 名 印

利用者との関係 :

<重要事項説明書附属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
(2) 建物の延べ床面積 4,000.06㎡
(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- [特別養護老人ホーム] 平成30年1月1日指定 埼玉県1171602624号
ユニット型小規模 定員 30名
[短期入所生活介護] 平成12年4月1日指定 埼玉県1171600198号
定員 6名
[短期入所生活介護] 平成30年1月1日指定 埼玉県1171602632号
ユニット型小規模 定員 30名 空床利用型
[通所介護] 平成12年4月1日指定 埼玉県1171600149号
定員 45名
[訪問介護] 平成15年4月1日指定 埼玉県1171600420号
[居宅介護支援事業] 平成12年4月1日指定 埼玉県1171600206号
~~[上尾市原市南包括支援センター] 平成18年4月1日 上尾市1101600052号~~
~~[上尾市原市北包括支援センター] 平成24年4月1日 上尾市1101600102号~~

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員・・・主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・・・ご利用者の機能訓練を担当します。

1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員・・・ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

医師（嘱託）・・・ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

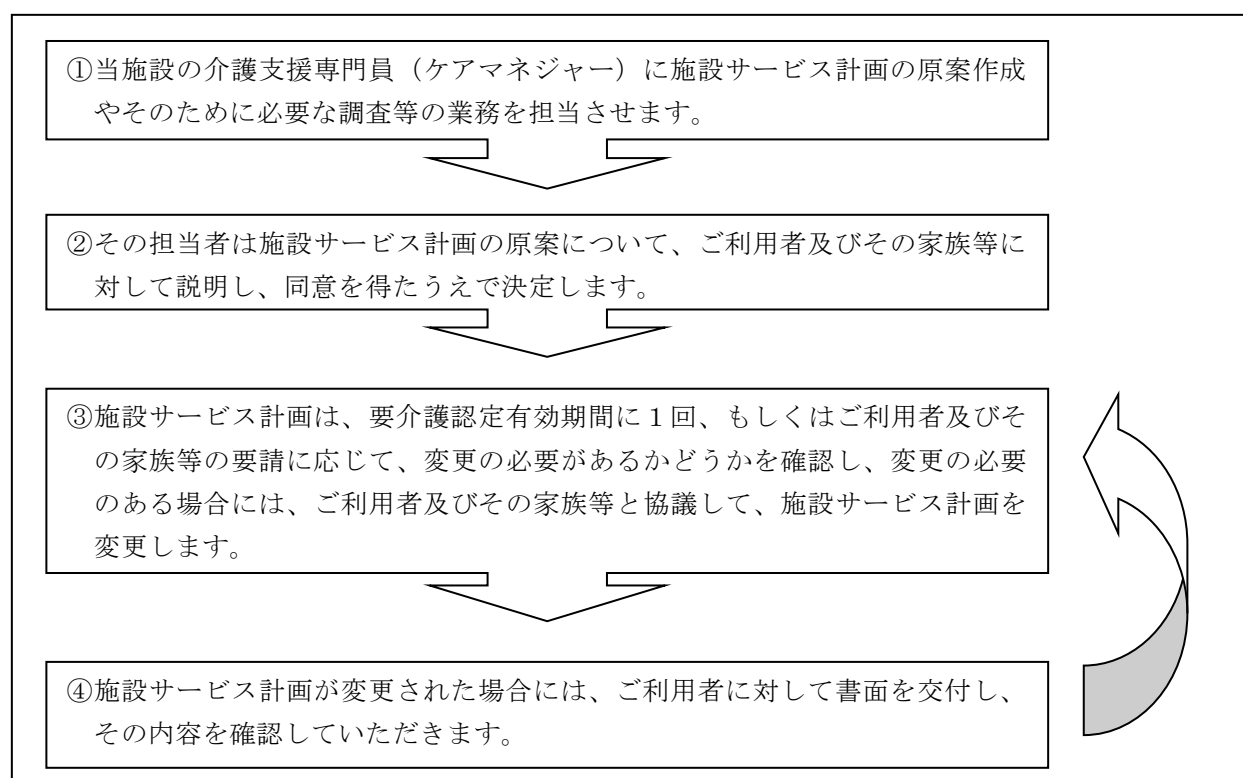
1名以上の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第2条参照）



4. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- ・衣類、履物（下履き、上履き）、洗面道具、タオル類等
（その他必要に応じてご相談いたします。但し、テレビ等大型家電製品、家具等は持ち込めません。）

(2) 面 会

面会時間 9：00～17：30

- ※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。
- ※ なお、来訪される場合、生もの、ペット等の持ち込みはご遠慮ください。
- ※ 施設内での携帯電話等の使用はご遠慮ください。(ペースメーカーを装着している入所者および利用者がおられます。)

(3) 外出・外泊（契約書第 21 条参照）

外出、外泊をされる場合は、3 日前までに所定の用紙にてお申し出ください。緊急やむを得ない場合には、当日の申し出となってもかまいません。

但し、外泊については、1 か月につき 7 泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1 日につき 1, 216 円 (1, 496 円) 【1, 776 円】(介護保険から給付される費用の一部と居住に係る自己負担額) をご負担いただきます。※ () 内は 2 割負担・【 】内は 3 割負担

(4) 食 事

外泊等で、食事が不要な場合は、3 日前までにお申し出てください。3 日前までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5 (1) に定める③「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 9 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

(6) 喫 煙

火災防止の観点より、施設内の喫煙スペース（中庭）以外での喫煙はできません。

(7) 飲 酒

施設生活において、飲酒行為は、特別行事等を除き禁止しております。

(8) 金銭等貴重品

- ① 金銭の自己管理は、利用者間のトラブル（「無くなった」、「盗まれた」等）になりますので一切お持ちにならないようにしてください。
- ② 預かり金管理をしていますので、必要なときはご本人の口座より引き出して利用していただきます。その他貴重品等も、お持ちにならないようにしてください。

個人情報利用同意書

1. 使用目的

- (1) 指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所との連絡調整
- (2) 医療機関等への情報提供
- (3) 行政機関等への情報提供
- (4) ホームページ、パンフレット、SNS 等に写真の掲載

同意する ☐ / 同意しない ☐

2. 使用する情報

- (1) 主治医意見書
- (2) 利用者基本情報
- (3) 施設介護サービス経過記録
- (4) その他関連情報

3. 提供する事業所等

- (1) 居宅介護サービス計画を依頼する指定居宅介護支援事業所及び
指定介護予防支援事業所
- (2) 医療機関等
- (3) 行政機関等
- (4) その他関連する機関

4. 使用する期間

施設サービスの提供を受けている期間

5. 使用条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、参加者、内容等の経緯を記録する。

私及び私の家族等に関する個人情報について、上記の目的で使用することに
同意いたします。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム 葺きの里

社会福祉法人 積 善 会

理 事 長 黒 須 勇

《利用者》

利 用 者 住 所

氏 名 印

家族の代表 住 所

又は代理人 氏 名 印

利用者との関係 :